社会福祉法人 扶桑苑 定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、児童が心身ともに健やかに育成され、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

ア　児童養護施設の経営

イ　地域小規模児童養護施設の経営

（２）第２種社会福祉事業

ア　保育所の経営

イ　一時預り事業の経営

ウ　子育て短期支援事業の経営

エ　児童家庭支援センターの経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人扶桑苑という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を北海道札幌市北区篠路２条９丁目１番１５号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、職員１名及び外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦又は解任を提案する場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、評議員会出席１日当たり２万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
２　評議員会に議長を置き、そのつど評議員の互選で定める。

（権限）
第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる評議員に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　理事、監事及び職員

（理事及び監事の定数）
第１５条　この法人には、次の理事及び監事を置く。
（１）理事　　７名
（２）監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とし、理事長以外の１名を常務理事とすることができる。
３　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務を執行する理事とする。

（理事及び監事の選任）
第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事及び監事の任期）
第１９条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事及び監事は、第１５条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事及び監事の解任）
第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（理事及び監事の報酬等）
第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）
第２２条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）
第２３条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任し、又は解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第２６条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第２７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提

案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席したときは、理事長に代わり、出席した理事全員が記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第２９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）北海道札幌市北区篠路２条９丁目１５１番８に所在の児童養護施設柏葉荘敷地１筆（面積　４，５００．０１平方メートル）
（２）北海道札幌市北区篠路２条９丁目１５１番８に所在の児童養護施設柏葉荘鉄筋コンクリート造陸屋根２階建（面積　１階１，８５０．７５平方メートル　２階１，４４０．４５平方メートル）
（３）北海道札幌市白石区南郷通１５丁目北１５番に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建保育所柏葉保育園園舎（面積　１階５２８．３０平方メートル　２階５０９．７９平方メートル）
（４）北海道札幌市西区二十四軒３条７丁目５０番に所在の保育所二十四軒保育園敷地
ア　敷地面積　６２０２．６４平方メートルの内、敷地権　２０７万５３３３分の３万１９１７
イ　敷地面積　６２０２．６４平方メートルの内、敷地権　２０７万５３３３分の１万２６８７
（５）北海道札幌市西区二十四軒３条７丁目５０番２７１に所在の鉄骨鉄筋コンクリート造１１階建の内地上２階の一部保育所二十四軒保育園園舎（面積　３１９．１７平方メートル）
（６）北海道札幌市西区二十四軒３条７丁目５０番５９に所在の鉄骨鉄筋コンクリート造１１階建の内地上２階の一部保育所二十四軒保育園園舎（面積　１２５．４８平方メートル）
（７）北海道札幌市手稲区新発寒７条９丁目１１６３番２２５及び２２８に所在の地域小規模児童養護施設ひまわり敷地２筆（面積　３９６．６８平方メートル）
（８）北海道札幌市手稲区新発寒７条９丁目１１６３番２２５及び２２８に所在の地域小規模児童養護施設ひまわり木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建（面積　１階１３１．７４平方メートル　２階９７．８０平方メートル）
（９）北海道札幌市手稲区前田１２条１０丁目５０６番７５に所在の地域小規模児童養護施設すずらん敷地１筆（面積　２３３．９９平方メートル）
（10）北海道札幌市手稲区前田１２条１０丁目５０６番７５に所在の地域小規模児童養護

施設すずらん木造合金メッキ鋼板葺２階建（面積　１階８１．９８平方メートル２階５７．９６平方メートル）

(11) 北海道札幌市西区平和３条７丁目１８５番１９及び２２に所在の地域小規模児童養護施設ぴーす及びはくよう児童家庭支援センター敷地２筆(面積５０２．１７平方メートル)

(12) 北海道札幌市西区平和３条７丁目１８５番１９及び２２に所在の地域小規模児童養護施設ぴーす及びはくよう児童家庭支援センター木造合金メッキ鋼板葺２階建（面積　１階１４７．４０平方メートル　２階１４９．０５平方メートル）

(13) 北海道札幌市北区屯田３条３丁目７６番３９に所在の地域小規模児童養護施設敷地予定地１筆(面積２８３．９４平方メートル)

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金は、理事会の定める方法により、株式(株式による運用を含む投資信託を含む。)に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）評議員、理事及び監事の名簿
（３）評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第３４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第７章　解散

（解散）
第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議

員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を受けて、札幌市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項について定款を変更したときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人扶桑苑の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は法人のホームページに掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

１　この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、理事及び監事を選任するものとする。

理事　　阿部謙夫
理事　　今井道雄
理事　　佐々木ミヨ
理事　　浅井好二
理事　　山田大秋
監事　　永井謙蔵

２　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、施行日以後に就任する評議員を施行日前に選任する場合は、第６条の例によらなければならない。

附　則

この定款は、平成３０年４月５日から施行する。

附　則

この定款は、平成３１年２月２１日から施行する。

附　則

この定款は、令和元年８月２１日から施行する。

附　則

この定款は、令和元年９月１１日から施行する。

附　則

この定款は、令和２年８月２６日から施行する。

附　則

この定款は、令和２年１２月３日から施行する。

（註：認可申請が遅れたため認可までに時間がかかったものである。）

附　則

この定款は、令和２年１２月１日から施行する。

社会福祉法人扶桑苑定款変更経過

昭和34年11月18日	厚生省収児	第　３５１号認可
昭和40年８月27日	厚生省収児	第　４２３号一部改正認可
昭和44年３月29日	厚生省収児	第　２４８号一部改正認可
昭和52年８月13日	厚生省収児	第１０８５号一部改正認可
昭和61年６月５日	厚生省収児	第　４０７号一部改正認可
平成５年６月24日	北海道地福	第3035号-50号一部改正認可
平成６年５月27日	北海道地福	第3001号-59号一部改正認可
平成11年８月５日	札監指認可	第１１－２８号一部変更認可
平成11年10月１日	札監指認可	第１１－３０号一部変更認可
平成14年７月４日	札監指認可	第１４－２５号一部変更認可
平成14年８月28日	札監指認可	第１４－４２号一部変更認可
平成15年５月27日	札監指認可	第１５－７号一部変更認可
平成15年６月23日	札監指認可	第１５－２５号一部変更認可
平成16年４月12日	札監指認可	第１６－１号一部変更認可
平成16年８月17日	札監指認可	第１６－４７号一部変更認可
平成16年11月　9日	札監指認可	第１６－６６号一部変更認可
平成19年２月19日	札監指認可	第１８－８０号一部変更認可
平成23年３月31日	札監指認可	第１３６１号一部変更認可
平成27年12月４日	札監指認可	第２７－２７号一部変更認可
平成29年１月18日	札監指認可	第２８－１０４号一部変更認可
平成29年８月４日	札監指受理	第６７２号一部変更届出受理
平成30年４月５日	札監指認可	第３０－２号一部変更認可
平成31年２月21日	札監指認可	第３０－４８号一部変更認可
令和元年８月21日	札監指認可	第１－３９号一部変更認可
令和元年10月24日	札監指受理	第１０１２号一部変更届出受理
令和２年８月26日	札監指認可	第２－２２号一部変更認可
令和２年　月　日	札監指認可	第　　号一部変更認可